

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりを行うことです。
4. 障害者の未来を明るくするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。

＜理念の4つの柱＞

共同生活支援ぱあとなあ 基本方針

誰かに決められたように生きるのではなく「自分で選んで自分で決める。」自己選択・自己決定など利用者一人ひとりの主体性を尊重し、支援者の手助けを得ることで、その人なりの「自立した生活」を営むことが出来るようにする支援を基本とする。グループホーム利用者がグループホームを自分の一番安心できる「安らぎの場所」となるように、また利用者の夢や希望、気持ちを受け止めその夢が実現できる時に支援者として一緒に感動できるような場所づくり。

- (1) 利用者が家族と離れ地域で暮らしていくことに、本人ならびに家族が安心して暮らしていくように本人の生活を支援する。
- (2) プライベートと共同生活の二つの面を併せ持った環境での生活を提供する。
- (3) 自律を目指して計画を立て本人と集団の生活をサポートする。

《令和8年度の事業方針：変わりゆく状況に寄り添い、共に歩む》

グループホーム「ぱあとなあ」は、利用者にとって「心から安らげる家」であり、家族にとっては「安心して託せる場所」でありたいと考えている。現在、社会福祉法人童里夢では、利用者自身の加齢に伴う変化に加え、これまで長年支えてこられた家族の皆様もまた、年齢を重ねられ、心身の状況や生活環境が変化するという新しいステージに立っており、家族自身の健康不安や、それによる通院・帰省の調整の難しさなど、切実な課題が童里夢法人内でも共有されている。令和8年度は、これまで積み上げてきた個別支援の質をさらに深めるとともに、利用者と家族が直面している「生活環境の変化」を事業所がしっかりと受け止め、これまで家族が担ってこられた役割を、必要に応じて法人、事業所が組織として分担・補完していく体制を推進していく。利用者と家族が、将来への不安ではなく、今日一日の安心を感じられるよう、以下の重点項目に取り組んでいきたい。

1. 重点課題

1. 事業運営：家族と歩む「安心のネットワーク」づくり

1) 家族のライフステージに合わせた相談体制の推進

家族の体調変化や生活環境の変化により、これまで通りのサポートが難しくなった際、事業所が主導して医療機関や相談支援専門員、バックアップ施設である多機能型事業所童里夢、生活介護事業所奏楽、また、地域生活支援センターすたあとの連携を強め、支援体制を整備していく。特に「自分たちが動けなくなった後」というご家族の切実な不安に対し、利用者が慣れ親しんだ生活が継続できるように生活環境や権利擁護について、成年後見制度の活用検討など、将来の不安を一つずつ安心に変えていくための対話を大切に、一緒に考えていきたい。

2) 法人内の総力を挙げた「365 日 24 時間支援」の深化

日中事業所（童里夢、奏楽）との職員兼務体制を継続し、昼間の活動の様子と夜間の睡眠・情緒を一つの線で結び、共有を進めていく。利用者の「いつもと違う」小さなサインを逃さず、一貫性のある温かな見守りを推進していきたい。特に健康状態により、服薬、塗り薬、食事内容の調整など、個別の支援、介助も増えてきており、医療機関、家族の指示のもと支援体制を構築する。また、家族の急な体調不良や介護負担が増大した際、速やかにホームでの宿泊継続や支援延長へ切り替えられるよう、法人内での職員調整ルールを明確化し、検討を進めたい。余暇活動など（外出支援、通院支援、帰省時支援等）はすたあとの居宅介護、通院等介助、移動支援などヘルパーを活用できるように連携、調整を進める。

2. 生活支援・健康管理：健やかな明日を守る丁寧な関わり

加齢に伴う身体機能の変化を、単なる「衰え」と捉えるのではなく、その時々での最善のケアを提供することで、生活の質（QOL）を目指す。

1) 「今できること」を維持し、自信につなげる支援

日々の生活の中で、お一人おひとりのリズムに合わせた運動やトイレ誘導、個別性を重視した ADL（日常生活動作）の維持に努める。利用者が本来持っている力を大切に、「自分でできた」という喜びが、明日への意欲につながるよう支援をする。また、年齢を重ねることで支援や介助は変化することを想定し、態勢の強化や設備の補充、専門機関との連携などを進め、グループホームでの生活の継続を優先に検討を進める。

2) 疾患への配慮と、安全で美味しい「食」の提供

疾患（胆石症等）や嚥下機能に配慮し、童里夢 栄養士と連携した「低脂質・高食物繊維」かつ「季節感のある食事」の提供を検討する。誤嚥性肺炎の予防や医療的ケアが必要な兆候については、日常のバイタルチェックを通じて早期発見に努め、協力医療機関との連携を維持し、食べる楽しみと健康の両立を目指す。

3) 医療機関とのスムーズな橋渡し

家族が同行困難な場合の通院同行（内科、歯科、眼科等）や受診調整について、事業所が主体的にサポートできる体制を検討していく。医療機関との密な情報共有により、健康寿命の延伸に取り組む。

3. 夜間支援・医療的ケアへの備え：静かな夜を守るために

1) 専門性を高めた夜間見守りの検討

将来的な重度化を見据え、個別に合わせた夜間のトイレ誘導、体位変換や、血中酸素・脈拍等の細やかなバイタルチェックなど、基礎的な介護技術の向上を推す。今後、障害特性に加え、加齢に伴う身体変化や認知機能低下に対する理解を深めるための内部研修を実施し、根拠に基づいた介護技術の習得を図る。職員一人ひとりが「もしもの時」に迅速に動ける知識を身につけ、安心して眠りにつける夜を提供できるように進める。

2) 今後の課題としての医療看護連携

昨年度の個別支援の取組みをもとに、誤嚥性肺炎の予防など、医療機関や看護師とのより密接な連携体制について、中長期的な視点で検討を開始する。

4. 地域連携・防災・環境整備：地域に根ざした「開かれた家」

1) 地域全体で見守る体制の推進

地域連携推進会議を通じ、近隣住民や専門家の方々とホームの状況を共有し、地域から応援され、地域と共に歩む、透明性の高い運営を推進していく。特に地元自治会との関係を強固にしていく。

2) 命と安らぎを守る環境づくり

深夜・早朝を想定した、より実効性の高い防災訓練の実施を検討し、災害時においても利用者の命を確実に守る体制を整える。また、エアコンや水回りなどの計画的な修繕、年3回の徹底した大掃除を行い、心身ともにリラックスできる清潔な空間を維持する。また、利用者の加齢にともない設備の補充、改修も適時、検討していきたい。

2. 利用者支援

1. 個別支援計画

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。日中事業所（生活介護、就労継続B型）との連携も大切にし、生活全般に基づいた統一された支援を行う。感染症や体調不良など、日中、グループホームで療養が必要な場合は、速やかに日中支援個別支援計画書を作成する。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
共同生活支援	P					C						E

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価 A: アセスメント (利用開始前)

基本的に個別支援計画で立てられた計画に従って日々の支援が行われ、グループホーム会議などで生活状況などの確認が行われ、支援の方針を話しあっていく。また、本人、家庭状況の変化に対しても柔軟に対応し、直接支援、間接支援を含めトータル的な支援体制の構築に努める。

3. 家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルの変化を見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した生活が送れるよう支援・協力を行う。家庭の状況に応じて、個別に調整を行い、支援体制を整えられるよう努める。その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1) 個人懇談・個人面談の実施: アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施 (希望者)

家族面談/見学日の実施、設定 (3月)

2) 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施 (童里夢、奏楽との共同)

1月 : 問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

毎日・毎月の健康チェック (検温) 毎月1回の血圧・体重測定 (看護師対応)

感染症対策: 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

通院支援 : 定期通院、病気に応じて、家族と相談の上、グループホームでの生活状況の報告と共に通院支援を行う。

5. 地域交流事業

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境を構築していきたい。

1) 地域（校区）等行事への参加

石巻校区文化祭、石巻校区夏祭り、石巻校区体育大会等への参加など

2) 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3) 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応
ボランティアサークルとの交流・協力、他

4) 地域における公益的取り組み

地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。

※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

5) 地域と連携した災害対策

非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

6) 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」の受入

福祉関連の学生の実習受入を行う。（童里夢、奏楽と連携）

7) 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学の対応を行う。

8) 地域連携推進会議（令和7年度から義務化）

目的：・利用者と地域との関係づくり

- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

事業所訪問 年1回以上 会議 年1回以上（11月・12月に実施予定）

構成員 利用者（必須）、利用者家族（必須）、地域の関係者（必須）

福祉に知見のある人（任意）、経営に知見のある人（任意）、市町村担当者（任意）

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。事業所内の苦情解決の仕組みとして、満足度調査アンケートの実施、及び相談日を設定する。

7. 広報・啓発活動

- 1) 機関紙“どおりむメッセージ”の配布・送付
※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行 年3回
- 2) 内部広報紙の発行
※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行 年4回
- 3) 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開
Youtubeでの生産活動紹介動画公開

8. 環境整備

生活拠点とした特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。「安心」「安全」「安らぎ」を重視し設備改善、修繕を計画的に実施する。加齢に伴い必要となる手すりの増設や段差解消などを適宜検討し計画的に改修を含め検討していく。

- 1) 計画的な建物管理 設備補修、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回
冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、エアコン等の計画的な修繕、及び購入
- 2) 敷地内の除草
- 3) 各室、及び浴槽、トイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
- 4) 公用車管理 車両清掃（内外）

9. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。また、地域連携推進会議を活用し、地域自治会とも連携、防災対策を進めていく。地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善を進める。

- 1) 防災訓練・学習（毎月1回）
偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練
総合防災訓練・引き取り訓練（1回／年）※童里夢、奏楽と合同
- 2) 利用者の安全学習
- 3) 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理
- 4) 防災自主点検実施：毎月1回

10. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

- | | |
|-----------|---|
| 1) 事業所外研修 | 行政、県社協・福祉協会等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用 |
| 2) 事業所内研修 | 虐待防止研修、ハラスメント研修、感染症等研修、指定研修報告等
身体拘束検討委員会
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月） |
| 3) 職域関連研修 | 指定研修及び職員希望により考慮 |
| 4) 自己啓発研修 | 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ |

11. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、ぱあとなあが提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。利用者の権利を守り、ぱあとなあが提供するサービスを適切に利用できるようにする。

研修・権利擁護委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。